

公 示 送 達 書

東松山市上下水道事業告示第 17 号

令和 8 年 6 月 12 日

下記書類は、当市役所上下水道部上下水道経営課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

東松山市上下水道事業
東松山市長 森田 光一

氏名又は名称	鮫島 司
送達する書類	東松山市下水道事業受益者負担金決定通知書
※注意 地方自治法第 231 条の 3 第 4 項及び地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。	